

○岡山市私立保育所特別運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、私立保育所の安定した運営を確保し、利用児童の処遇の維持向上及びより高い保育の質の確保を図るため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第27条第3項第1号に定める内閣総理大臣が定める基準により算定した額（以下「公定価格」という。）を踏まえ、特定教育・保育を実施する私立保育所に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、「私立保育所」とは、市内に所在する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により認可を受けた同法第39条第1項に定める保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の認定を受けたものを除く。）をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 基本事業 第5条第1号に定める経費支出内容に関して、公定価格を踏まえ特定教育・保育を実施する事業

(2) 乳児保育促進事業 安定的な乳児保育を実施するため、公定価格の基本分単価に含まれる保育士（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある私立保育所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士。以下この条において同じ。）の配置基準を超えて、乳児保育に従事する保育士を年度当初から配置し、年度途中入所の需要に対応する事業

(補助事業者)

第4条 補助金の交付を受けることができるのは、私立保育所を設置するもの（以下「補助事業者」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助事業者としない。

（1）市税を滞納しているもの

（2）規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して1年を経過していないもの（補助対象経費）

第5条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第3条各号の事業区分に応じて次の各号に掲げるとおりとする。

（1）基本事業 公定価格により措置される経費を除く特定教育・保育の提供に係る経常活動による支出経費のうち、人件費（役員報酬及び退職金を除く。）、事務費（福利厚生費のうち職員の親睦旅行等に要する経費を除く。）、事業費

（2）乳児保育促進事業 乳児保育に従事する保育士の配置に係る人件費（給与、手当、法定福利費相当額）又は人材派遣に係る委託経費（人材派遣業者等に支払う仲介手数料を除く。）

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、第3条各号に掲げる補助事業の区分ごとに、別表に定める補助基準額と補助対象経費の実支出額から徴収金、寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。

（補助の要件）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、第3条各号に掲げる補助事業の区分に応じて、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

（1）基本事業（第3条第1号） 第5条第1号に掲げる経費のうち、福利厚生費（所定福利費）に相当する経費は、補助対象経費の15パーセント以内とする。

（2）乳児保育促進事業（第3条第2号）

ア 4月から6月の各月について、公定価格の基本分単価に含まれる保育士及び他

の補助事業等の対象となる保育士以外に 1 名以上乳児保育に従事する常勤の保育士を配置すること。

イ 市が実施する利用調整に対応可能とするため、乳児の年度途中入所に対してあらかじめ計画的に入所枠を用意していること。

ウ 前年度末から当該年度当初にかけて、乳児の利用児童数が 6 人以上減少していること。

(補助金の交付申請)

第 8 条 補助事業者は、規則及びこの要綱に規定する条項の適用を受けることについて同意をした上で、市長が別に定める補助金等交付申請書を、市長の定める期日までに提出しなければならない。

2 規則第 5 条第 1 項第 5 号に規定するその他市長が必要と認める書類は、交付申請内訳書、市税を滞納していないことを証明する書類とする。

3 規則第 5 条第 2 項の規定により、同条第 1 項第 1 号から第 4 号までの書類の添付は要しないものとする。

(着手届及び完了届の免除)

第 9 条 規則第 15 条ただし書きの規定により、同条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(実績報告)

第 10 条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、その完了した日から起算して 10 日以内に、市長が別に定める実績報告書に収支決算書を添えて、市長に報告しなければならない。

(補助金の交付時期)

第 11 条 規則第 19 条第 1 項ただし書きの規定により、補助事業の完了前に概算払いの方法により交付できるものとする。

2 前項の規定による概算払いは、別表に定める補助年齢区分ごとに定めた児童 1 名あたりの単価に、補助年度の 4 月初日利用児童数を乗じたうえ、当該年度の 4 月から翌年 3 月までの期間における事業実施予定月数を乗じて算定した金額を、補助事業者の請求により交付することができるものとする。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 16 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 12 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 5 月 27 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 6 条関係）

基準額は、第 3 条各号に掲げる補助事業の区分ごとに、次の各号により算定された額の合計額とする。

（１）基本事業（１施設当たり）

	補助年齢区分	児童 1 名当たりの単価（月額）
支援法第 19 条に定める 2・3 号認定子ども （岡山市以外が入所の承諾 を行った子どもを除く。）	0 歳児	10,070 円
	1・2 歳児	7,060 円
	3 歳以上児	5,050 円

注 1 各月初日の利用児童数に児童 1 名当たりの単価(月額)を乗じて算定を行う。

注 2 私立保育所の土地及び建物について岡山市から無償貸与されている施設については、上記表により算定された合計額に 100 分の 85 を乗じて得た額（この額に 10 円の未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（２）乳児保育促進事業

1 施設当たり 588,000 円（年額）

以下、様式は別途定めるため削除